

別表第1（第3条関係）※この表は令和元年10月1日現在です。今後、国の基準が見直された場合などに変更することがあります。

特定教育・保育（保育に限る。）、特別利用保育、特定地域型保育、特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育を受けた場合の保育料

| 各月初日の教育・保育給付認定子どもの属する世帯の階層区分 |   | 保育料(月額) ※1            |                     |                        | 副食費の免除※2               |
|------------------------------|---|-----------------------|---------------------|------------------------|------------------------|
| 階層区分                         | 定 義   | 0～2歳児クラス              |                     | 3～5歳児クラス<br>(年少～年長クラス) | 3～5歳児クラス<br>(年少～年長クラス) |
|                              |   | 保育標準時間認定              | 保育短時間認定             | 保育標準時間認定<br>保育短時間認定    | 保育標準時間認定<br>保育短時間認定    |
| 第1階層                         | 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯 | 0円                    | 0円                  | 0円                     | 免除                     |
| 第2階層                         | 第1階層を除く市町村民税非課税世帯   |                       |                     |                        |                        |
| 第3階層                         | 第1階層及び第2階層  | 48,600円未満             | 15,600円<br>(7,200円) | 14,600円<br>(6,200円)    |                        |
| 第4階層                         | 第1階層及び第2階層を除き、市町村民税課税世帯であって、その所得割課税額の区分が次の区分に   | 48,600円以上 57,700円未満   | 24,000円<br>(7,200円) | 23,000円<br>(6,200円)    | 0円                     |
|                              |   | 57,700円以上 77,101円未満   | 24,000円<br>(7,200円) | 23,000円<br>(6,200円)    |                        |
|                              |   | 77,101円以上 97,000円未満   | 24,000円             | 23,000円                | 0円                     |
| 第5階層                         | 該当する世帯  | 97,000円以上 169,000円未満  | 35,600円             | 34,600円                |                        |
| 第6階層                         |   | 169,000円以上 301,000円未満 | 48,800円             | 47,800円                |                        |
| 第7階層                         |   | 301,000円以上 397,000円未満 | 64,000円             | 63,000円                |                        |
| 第8階層                         |   | 397,000円以上            | 65,000円             | 64,000円                | 0円                     |

※1 保育料（月額）：0～2歳児クラスに在籍している方について、第3階層及び第4階層欄に（ ）で表示している金額は、ひとり親世帯等〔裏面参照〕に適用される保育料となります。

※2 副食費の免除：3～5歳児クラスに在籍している方について、給食費（主食費＋副食費）は、原則実費徴収（各保育施設が額を決定、徴収）となります。

ただし、副食費についてのみ、階層・世帯状況により免除になる場合があります。副食費の免除は、居住地の市町村が決定し、保護者及び各保育施設に通知します。

延長保育料等は別途実費徴収となります（令和元年10月1日から実施の無償化の対象となりません。）。

## 備考

- 1 この表において、当該年度の8月分までの保育料は前年度の市町村民税を算定基礎とし、9月分から翌年の3月分までの保育料は当年度の市町村民税を算定基礎とする。
- 2 ( )内は、次の各号のいずれかに該当する世帯（以下「ひとり親世帯等」という。）とする。（申告を必要とする。）
  - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定するひとり親家庭で、現に児童を扶養しているものの世帯
  - (2)次に掲げる障害児又は障害者（それぞれ社会福祉施設に措置されている者を除く。）を有する世帯
    - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
    - イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
    - ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児
    - エ 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
    - オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健手帳の交付を受けた者
- 3 保護者等の属する世帯の階層区分の認定にあたり、保護者等が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に定める指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する場合は、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなし、市町村民税の額を算定する。
- 4 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7から第314条の9まで並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第6項の規定は、適用しないものとする。
- 5 地方税法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 6 保護者等の属する世帯の階層区分を証明することができない場合は、当該世帯の階層区分を第8階層と推定し、この表の規定を適用する。
- 7 同一世帯において、小学校就学前の範囲内にある子どもが複数人同時に保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は特定地域型保育事業、児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合における教育・保育給付認定子どもに係るこの表の適用については、当該教育・保育給付認定子どもが同一世帯の小学校就学前の範囲内にある子どものうち最年長である子どもから順に2人目は半額（100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）とし、3人目以降は0円とする。ただし、子どもの属する世帯の階層が第2階層と認定された世帯は第2子の保育料は0円とする。
- 8 保護者等と生計を一にする次に掲げる者（以下「特定被監護者等」という。）が複数人ある場合におけるこの表の適用については、子どもの属する世帯の階層が第3階層又は第4階層のうち市町村民税の所得割額が57,700円未満と認定された世帯（ひとり親世帯等を除く。）にあつては、最年長の特定被監護者等から順に2人目は半額、3人目以降は0円とし、子どもの属する世帯がひとり親世帯等であつて第3階層又は、第4階層のうち市町村民税が77,101円未満と認定された世帯にあつては、最年長の特定被監護者等から順に2人目以降は0円とする。
  - (1)保護者等が現に監護する未成年者
  - (2)保護者等に監護されていた者
  - (3)保護者等又はその配偶者の直系卑属（保護者等に監護される者及び監護されていた者を除く。）